

住宅借入金等特別税額控除

平成27年1月～令和6年末に住宅の新築や増改築等をして入居している方で、所得税の住宅ローン控除の適用があり、令和6年分所得税から控除しきれない住宅ローン控除額のある方は、令和7年度市民税・都民税所得割額から控除できます。入居年度及び、控除適用期間等については下表のとおりとなります。

居住開始年月日	住宅を取得した際の税率	控除額	市・都民税の控除限度額の年度	控除期間
平成27年1月1日～平成27年12月31日	5%の旧消費税率 (または、中古住宅等、個人間売買で取引)	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円) AとBのいずれか少ない額	令和7年度	10年
平成28年1月1日～平成28年12月31日				
平成29年1月1日～平成29年12月31日				
平成30年1月1日～平成30年12月31日				
平成31年1月1日～令和元年12月31日				
令和2年1月1日～令和2年12月31日				
令和3年1月1日～令和3年12月31日				
令和4年1月1日～令和4年12月31日				
令和5年1月1日～令和5年12月31日				
令和6年1月1日～令和6年12月31日				
令和7年1月1日～令和7年12月31日				
平成27年1月1日～平成27年12月31日	8%の旧消費税率	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円) AとBのいずれか少ない額	令和7年度	10年
平成28年1月1日～平成28年12月31日				
平成29年1月1日～平成29年12月31日				
平成30年1月1日～平成30年12月31日				
平成31年1月1日～令和元年12月31日				
令和2年1月1日～令和2年12月31日				
令和3年1月1日～令和3年12月31日				
令和元年10月1日～令和元年12月31日	10%の消費税率	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円) AとBのいずれか少ない額	令和14年度	13年
令和2年1月1日～令和2年12月31日				
令和3年1月1日～令和3年12月31日 ※1、2				
※2				
令和4年1月1日～令和4年12月31日 ※3				
※3以外		A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円) AとBのいずれか少ない額	令和17年度	13年
令和5年1月1日～令和5年12月31日 ※3				
※3以外				
令和6年1月1日～令和6年12月31日 ※3				
※3以外				
令和7年1月1日～令和7年12月31日 ※3	※3以外	令和18年度	13年	
※3以外				
令和7年1月1日～令和7年12月31日 ※3	※3以外	令和19年度	10年	
※3以外				
令和7年1月1日～令和7年12月31日 ※3	※3以外	令和16年度	10年	
※3以外				
令和7年1月1日～令和7年12月31日 ※3	※3以外	令和20年度	13年	
※3以外				
令和7年1月1日～令和7年12月31日 ※3	※3以外	令和17年度	10年	
※3以外				

※1 令和2年9月30日までの間に契約した注文住宅、もしくは令和2年11月31日までの間に契約した分譲住宅や中古住宅、増改築等。床面積が50㎡以上。

※2 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に契約した注文住宅、もしくは令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約した分譲住宅や中古住宅、床面積が40㎡以上(ただし、40～50㎡は合計所得1,000万円以下のみ適用)

※3 長期優良住宅・低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅

令和6年1月1日以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、上記※3で挙げられた住宅の基準を満たさない住宅は住宅ローン控除を受けることができません。

ただし、令和5年12月31日までに建築確認を受け、令和6年及び令和7年に入居する場合は住宅ローン控除の適用があります。